第 8 章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

Ⅰ　洪水・高潮対応

1　洪水浸水想定区域の指定

国土交通大臣及び知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

○　想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域

⑴　国土交通大臣が管理する河川

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
川内川	川内川	H28.6.10	薩摩川内市 さつま町 伊佐市 湧水町	https://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/bousai_info/kouhyou.html
	羽月川			
	隈之城川			
肝属川	肝属川	H29.3.29	鹿屋市 肝付町 東串良町	http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi/contents/bosai/kimotsuki/flood.html
	串良川			
	高山川			
	姶良川			
	下谷川			

⑵　知事が管理する河川

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
川内川	久見崎川	R7.5.20	薩摩川内市 さつま町	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
	山の手川			
	新川			
	八間川			
	牟田川			
	小倉川			
	高城川			
	麦之浦川			
	長尾川			
	小川			
	小幡川			
	中間川			
	平良川			
	銀杏木川			
	隈之城川			
	平佐川	R1.10.15	薩摩川内市	
	百次川	R7.5.20	薩摩川内市 さつま町	
	勝目川			
	都川			
	木場谷川			
	春田川			
	三堂川			
	田海川			
	樋渡川			
	松田川			
	下鶴田川			
	岩切川			
	樋脇川			
	飛川			
	田代川			

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
川内川	市比野川	R7.5.20	薩摩川内市	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
	武田川			
	城後川			
	釣尾川			
	後川内川			
	松尾川			
	山田川			
	倉野川			
	荒瀬川			
	大山口川			
	久富木川			
	びわ川			
	菊地田川			
	枯木野川			
	谷丸川			
	瀬早川			
	秋上川			
	五反田川			
	泊野川			
	豌豆川			
	浅井野川			
	海老川			
	穴川			
	南方川			
	大王川			
	葛川			
	北方川			
	南川			
	夜星川			
	大薄川			

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
川内川	紫尾川	R7.5.20	薩摩川内市	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
	柳野川			
	前川			
	求名川			
	浦川内川			
	馬渡川		伊佐市 湧水町	
	辺母木川			
	西ノ山川			
	宮人川			
	針持川			
	羽月川			
	白木川			
	市山川			
	重留川			
	新川川			
	田中川			
	楠本川			
	水之手川			
	山之口川			
	雁川川			
	青木川			
	平出水川			
	牛尾川			
	十曽川			
	山野川			
	平川川			
	井立田川			
	小川内川			
	川間川			
	芋田川			

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
川内川	白川川	R7.5.20	伊佐市 湧水町	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
	境川			
	広田川			
	幸田川			
	天神川			
	田尾原川			
	上村川			
	綿打川			
	会田川			
	丸池川			
	湯谷川			
	竹下川			
	桶寄川			
	須屋川			
	石小川			
	瀬久谷川			
肝属川	肝属川		鹿屋市 大崎町 東串良町 肝付町	
	塩入川			
	荒瀬川			
	和田川			
	波見川			
	串良川			
	立小野川			
	荒谷川			
	河原田川			
	牛牧川			
	甫木川			
	高山川			
	本城川			
	的場川			

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
肝属川	岩屋川	R7.5.20	鹿屋市 大崎町 東串良町 肝付町	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
	二俣川			
	柳谷川			
	中山川			
	境川			
	姶良川			
	苫野川			
	道園川			
	大姶良川			
	名貫川			
	西目川			
	西迫川			
	清水川			
	獅々目川			
	平岡川			
	下谷川			
	柿元川			
	栗須川			
	打越川			
	小代崎川			
	窪野川			
大淀川	大淀川	R8.3.19	曽於市 霧島市	
	庄内川			
	溝之口川			
	横市川			
	後川			
	村山川			
	湯之尻川			
	谷川内川			

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
境川	境川	R4.5.20	出水市 熊本県水俣市	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
米之津川	米之津川	R1.10.15	出水市	
	高柳川	R7.5.20		
	江良川			
	平良川			
	鍋野川			
	軸谷川			
	高川			
	坂元川			
高尾野川	高尾野川			
	野田川			
	岩下川			
	御手洗川			
江内川	江内川			
新田川	新田川		阿久根市	
折口川	折口川		阿久根市	
	内田川		出水市	
高松川	高松川		阿久根市	
	山下川			
大橋川	大橋川			
大川	大川			
尻無川	尻無川			
浦底川	浦底川		長島町	
小浜川	小浜川			
指江川	指江川			
城川内川	城川内川			
汐見川	汐見川			
西方川	西方川	R8.3.19	薩摩川内市	
湯田川	湯田川			
原田川	原田川			

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
原田川	網津川	R8.3.19	薩摩川内市	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
	草道川			
轟川	轟川			
中津川	中津川			
浜田川	浜田川			
長川	長川			
土川川	土川川		薩摩川内市 いちき串木野市	
平身川	平身川		いちき串木野市	
荒川	荒川川			
五反田川	五反田川		薩摩川内市 いちき串木野市	
	金山川			
	大六野川			
八房川	八房川	R6.5.28	日置市 いちき串木野市 薩摩川内市	
大里川	大里川		鹿児島市 日置市 いちき串木野市	
	重信川			
江口川	江口川	R8.3.19	日置市	
神之川	神之川	H29.3.17	鹿児島市 日置市	
	野田川	R8.3.19		
	山田川			
	下谷口川	H29.3.17		
	福山川	R8.3.19		
	上谷口川			
	鳶巣川			
	長松川	H29.3.17		
	石谷川	R8.3.19		
大川	大川		日置市	
	森護川			
	山之口川			
永吉川	永吉川		鹿児島市 日置市	
	太田川			

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
永吉川	二俣川	R8.3.19	鹿児島市 日置市	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
	永田川			
小野川	小野川		日置市	
伊作川	伊作川			
	湯之浦川			
万之瀬川	万之瀬川	R6.5.28	南さつま市 南九州市 日置市	
	唐仁塚川			
	堀川			
	境川			
	岸元川			
	大谷川			
	竹下川			
	加世田川			
	武田川			
	内布川			
	立神川			
	田之野川			
	干河川			
	大谷川			
	松薗川			
	長谷川			
	永里川			
	山仁田川			
	刈川			
	麓川			
	厚地川			
	神殿川			
	野崎川			
相星川	相星川	R7.5.20	南さつま市	
遠田川	遠田川			

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
大浦川	大浦川	R7.5.20	南さつま市	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
	榊川			
	大王川			
	塘川			
	福元川			
	仲組川			
笠石川	笠石川			
祓川	祓川			
大当川	大当川			
秋目川	秋目川			
久志川	久志川			
	山口川			
泊川	泊川			
馬追川	馬追川		枕崎市	
花渡川	花渡川	H29.3.17	枕崎市 南さつま市	
	中洲川	H29.3.17		
	金山川	R7.5.20		
尻無川	尻無川		枕崎市	
加治佐川	加治佐川		南九州市	
	浮辺川			
石垣川	石垣川			
馬渡川	馬渡川			
	高取川			
集川	集川			
新川	新川		指宿市	
	宮田川			
	池田湖			
二反田川	二反田川			
湊川	湊川			
田貫川	田貫川	R8.3.19	鹿児島市	

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
貝底川	貝底川	R4.4.26	鹿児島市	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
八幡川	八幡川	R8.3.19		
愛宕川	愛宕川			
和田川	和田川	R4.4.26		
	木之下川	R4.4.26		
永田川	永田川	R1.10.1 R6.5.28		
	滝之下川	R6.5.28		
	山之田川			
脇田川	脇田川			
新川	新川	H30.2.13		
甲突川	甲突川	R6.5.28		
	山崎川	R6.5.28		
	幸加木川			
	長井田川			
	犬迫川			
	花野川			
	比志島川			
	川田川			
	宮脇川			
	油須木川			
稲荷川	稲荷川	H30.2.13 R4.4.26		
	西牟田川	R4.4.26		
野尻川	野尻川	R8.3.19		
持木川	持木川			
思川	思川	R7.5.20		
	本名川			
	本吉田川			
	塩杣川			
別府川	別府川		姶良市	
	山田川			

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
別府川	前郷川	R7.5.20	姶良市	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
	平田川			
	田平川			
	西浦川			
網掛川	網掛川		霧島市 姶良市	
	湯之谷川			
	宇曽之木川			
	崎森川			
日木山川	日木山川			
清水川	清水川	R6.9.3	霧島市	
天降川	天降川	R1.10.15 R6.9.3	霧島市 湧水町	
	角之下川	R6.9.3		
	手籠川	R1.10.15		
	郡田川	R6.9.3		
	西光寺川	R6.9.3		
	霧島川			
	狩川			
	真田川			
	嘉例川			
	中初場川			
	中津川			
	小谷川			
	石坂川			
	三体川			
	久留味川			
	馬渡川			
	万膳川			
	佃川			
	竹田川			
	錆河川			

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
天降川	清水川	R6.9.3	霧島市 湧水町	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
	紫尾田川			
	正牟田川			
検校川	検校川		霧島市	
	鎮守尾川			
高橋川	高橋川			
松崎川	松崎川	R8.3.19	垂水市	
中俣川	中俣川			
小谷川	小谷川			
河崎川	河崎川			
本城川	本城川	R1.10.29		
	井川			
高須川	高須川	R8.3.19	鹿屋市	
浜田川	浜田川			
神ノ川	神ノ川		錦江町	
	水流川			
堂之元川	堂之元川			
雄川	雄川	H30.2.13	錦江町 南大隅町	
	馬場川	R7.5.20		
	赤瀬川			
	麓川			
	長谷川			
	椎木川			
	柴立川			
上之園川	上之園川	R8.3.19	南大隅町	
島泊川	島泊川			
大泊川	大泊川			
郡川	郡川			
久保田川	久保田川		肝付町	
	小森川			

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
久保田川	石踊川	R8.3.19	肝付町	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
	姫門川			
	山神川			
広瀬川	広瀬川			
	小田川			
	津房川			
田原川	田原川		鹿屋市 志布志市 大崎町 東串良町 肝付町	
	持留川			
菱田川	菱田川		鹿屋市 曽於市 霧島市 志布志市 大崎町	
	大鳥川			
	月野川			
	二瀬元川			
	梅ヶ渡川			
	堂籠川			
	浦谷川			
	松尾川			
	山角川			
	前川			
	前川内川			
安楽川	安楽川		曽於市 志布志市 大崎町	
	尾野見川			
	本村川			
	宮下川			
	森山川			
前川	前川		志布志市	
甲女川	甲女川	R7.5.20	西之表市	
苦浜川	苦浜川		中種子町	
古川川	古川川		南種子町	
鹿鳴川	鹿鳴川			
郡川	郡川			

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
宮瀬川	宮瀬川	R7.5.20	南種子町	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
大浦川	大浦川		中種子町 南種子町	
阿獄川	阿獄川		中種子町	
向井川	向井川			
熊野川	熊野川			
川脇川	川脇川		西之表市	
湊川	湊川			
西京川	西京川			
宮之浦川	宮之浦川		屋久島町	
一湊川	一湊川			
永田川	永田川			
獄之川	獄之川			
栗生川	栗生川			
中間川	中間川			
安房川	安房川			
	荒川			
城之川	城之川			
新川	新川		奄美市	
小宿大川	小宿大川			
知名瀬川	知名瀬川			
大和川	大和川		大和村	
	三田川			
名音川	名音川			
河内川	河内川		宇検村	
	小勝川			
篠川川	篠川川		瀬戸内町	
仲金久川	仲金久川			
阿木名川	阿木名川			
	古仁屋又川			
勝浦川	勝浦川			

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
山間川	山間川	R7.5.20	奄美市	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
役勝川	役勝川			
住用川	住用川			
川内川	川内川			
金久田川	金久田川			
大川	大川			
大美川	大美川		龍郷町	
	戸口川			
	中勝川			
佐仁川	佐仁川		奄美市	
屋仁川	屋仁川			
	宇津川			
前田川	前田川			
宮久田川	宮久田川			
嘉渡川	嘉渡川		龍郷町	
秋名川	秋名川			
芦花部川	芦花部川		奄美市	
浦上川	浦上川			
	有屋川			
港川	港川		徳之島町	
南川	南川		天城町	
湾屋川	湾屋川			
真瀬名川	真瀬名川			
秋利神川	秋利神川			
ウワナル川	ウワナル川		伊仙町	
面縄川	面縄川			
大瀬川	大瀬川		徳之島町	
	山田川			
亀徳川	亀徳川			
名田川	名田川			

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
伊宝川	伊宝川	R7.5.20	徳之島町	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibo/shinsuisoutei.html
下田川	下田川	R7.5.20		
万田川	万田川	R7.5.20		
港川	港川	R7.5.20		
余多川	余多川	R7.5.20	知名町	
石橋川	石橋川	R7.5.20	和泊町	
奥川	奥川	R7.5.20		
志戸子川	志戸子川	R7.5.20	屋久島町	
仲里川	仲里川	R7.5.20	瀬戸内町	
小島川	小島川	R8.3.19	薩摩川内市	

２　高潮浸水想定区域の指定

知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第14条の３に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村に通知するものとする。

高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町は、以下のとおりである。

海　岸　名	浸水想定区域 指定年月日	関　係　市　町　村	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス
大隅沿岸 （６市町）	R7.12.23	鹿屋市、志布志市、 大崎町、東串良町、 南大隅町、肝付町	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/bosai/kasen/documents/takashiosinsuisoutei.html
鹿児島湾沿岸 （８市町）	R8.2.27	鹿児島市、鹿屋市、 指宿市、垂水市、 霧島市、姶良市、 錦江町、南大隅町	
八代海沿岸 （３市町）	R7.12.23	阿久根市、出水市、 長島町	

※ 計17市町村のうち、下記の２市町は２沿岸において対象
（鹿屋市、南大隅町）

3　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 洪水予報、水位到達情報、その他人的被害を生ずるおそれがある洪水、高潮に関する情報の伝達方法

(2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第48条第１項の防災訓練として市町村長が行う洪水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ウ　大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

(5) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

4　洪水・高潮ハザードマップ

洪水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた上記３の（1）～（5）に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第８条第３項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第１項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

5　予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

6　地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第１項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達情報を定めるものとする。

7　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第１項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

8　大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第１項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

Ⅱ　津波対応

1　津波災害警戒区域の指定

⑴　津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に則り、知事は、津波防災地域づくりの推進に関する基本指針に基づき、かつ津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」として指定した。

⑵　津波災害警戒区域を指定した市

指定した市町村	指定年月日	公表ＨＰアドレス
志布志市	R3.3.26	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/bosai/kasen/tunamisaigai.html

2　市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項。

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(5) その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3　津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

4　避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第１項の規定により、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

(1) 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項

(2) 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
(3) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
(4) その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第９章　ダムの洪水調節と通報

Ⅰ　鶴田ダムの洪水調節と通報

１　洪水調節等

⑴　洪水

洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒600立方メートル以上である場合における当該流水とする。

⑵　洪水期間と制限水位及び予備放流水位

ア　洪水期間と制限水位

鶴田ダムの洪水期間は毎年６月11日から10月15日までの期間で、毎年10月16日から翌年６月10日までを非洪水期間とする。洪水期間における貯水位の最高水位は、次の各号に掲げる水位とし、洪水期間においては洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

一　毎年６月11日から７月31日までの期間
　標高　　121.1メートル

二　毎年８月１日から８月20日までの期間
　標高　　125.4メートル

三　毎年８月21日から８月31日までの期間
　標高　　133.5メートル

四　毎年９月１日から９月30日までの期間
　標高　　147.6メートル

五　毎年10月１日から10月15日までの期間
　標高　　157.0メートル

なお、貯水池の満水位は標高160.0メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

イ　予備放流水位

鶴田ダム管理所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が次の各号に規定する予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

一　６月11日から８月31日までの期間
　標高　　115.6メートル

二　９月１日から９月30日までの期間
　標高　　133.5メートル

⑶　洪水警戒体制時における措置

ア　鶴田ダム管理所長は、鹿児島地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき、予備放流を行うとき、その他洪水が予想されるときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

イ　鶴田ダム管理所長は、洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に定める措置を取らなければならない。

一　国土交通省九州地方整備局、国土交通省川内川河川事務所、電源開発（株）九州支社南九州電力所その他の関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二　ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具、予備電源設備の確認その他ダムの操作に関し必要な措置を取ること。

三　洪水期にあって水位が制限水位を超えているときは、水位を速やかに制限水位まで低下させること。

⑷　洪水調節

鶴田ダム管理所長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においてはこの限りではない。

一　流入量が毎秒600立方メートルから毎秒4,200立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒｛（流入量－600）×0.50＋600｝立方メートルの水量を放流すること。

なお、水位が標高130.0メートル未満においては１時間あたりの平均増加量を毎秒75立方メートルを限度とし、標高130.0メートル以上においては１時間あたりの平均増加量を毎秒105立方メートルを限度として放流すること。

二　前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめた時以後は、毎秒｛（前号の方法による操作中における最大流入量－600）×0.50＋600｝立方メートルの水量と等しくなるまで、放流量を増加させて放流すること。

なお、水位が標高130.0メートル未満においては１時間あたりの平均増加量を毎秒75立方メートルを限度とし、標高130.0メートル以上においては1時間あたりの平均増加量を毎秒105立方メートルを限度として放流すること。

放流量が、毎秒｛（前号の方法による操作中における最大流入量－600）×0.50＋600｝立方メートルの水量に等しくなった以後は、毎秒｛（前号の方法による操作中における最大流入量－600）×0.50＋600｝立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなるときまで、又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで放流すること。

三　前号の方法による操作の後、流入量が第一号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以後は、第一号及び第二号に規定する方法により放流すること。

四　洪水に達しない流水の調節のためダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒600立方メートルを下まわるまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなったとき以後は、流入量が毎秒｛（当該放流量－600）×

1／0.50＋600〕立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量を放流すること。

五　流入量が、前号に規定する毎秒｛（当該放流量－600）×1／0.50＋600〕立方メートルを超えたとき以後は、第一号から第四号に定める方法により放流すること。

六　流入量が毎秒4,200立方メートルを超えたとき、放流量が毎秒2、400立方メートル未満の場合は、放流量の増加量を最大1時間あたり毎秒105立方メートルとして毎秒2,400立方メートルまで増加させて放流すること。また、放流量を毎秒2,400立方メートルまで増加させた以後は、流入量が毎秒2,400立方メートルに等しくなるときまで、毎秒2,400立方メートルの水量を放流すること。

七　第二号、第三号、第五号、又は第六号により放流量が流入量に等しくなった後は、ダムからの放流により速やかに水位低下を行うこと。

2　放流に関する通知等

鶴田ダム管理所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、以下の放流連絡関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

⑴　放流連絡関係機関

ア　方法と時期

関係機関に対する通知は、放流を開始する約１時間前に行うものとする。

イ　系統図

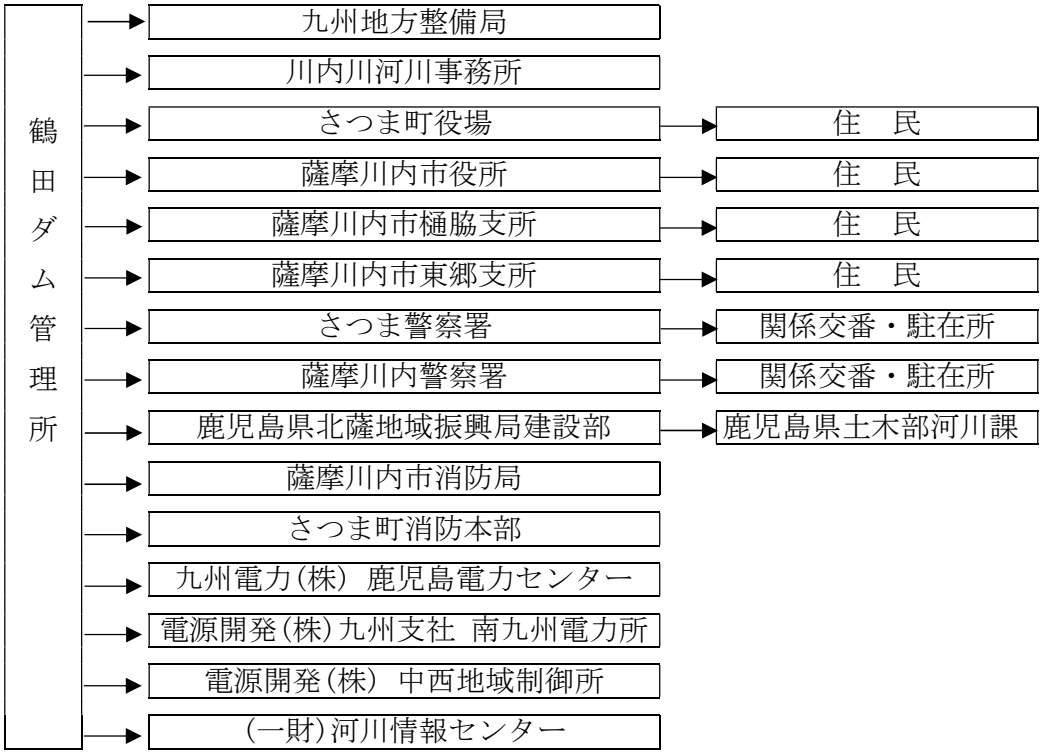

⑵　一般住民への直接通報

ア　警報所によるもの

サイレンもしくは疑似音による吹鳴の方法は、次に定める方法によるものとする。

音声放送	吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴
約２分	約１分	約15秒	約１分	約15秒	約１分

警報所による警報は、サイレンによる吹鳴（約１分、約15秒休止、約１分、約15秒休止、約１分）と附設されたスピーカーにより、ダム管理所は放流開始約50分前及び放流直前、神子警報所は放流開始約50分前、その他の警報所では各地点において増水する約１時間前に河川水位の増加時刻及び増加見込等については行うものとする。

なお、警報所は次の25箇所である。

ダム管理所、神子、前田、柏原、餅坂、屋地、城之口、園田、川口、船木、山ノ口、須杭、石橋、倉野、一瀬、南瀬、後ケ原、司野、池平、上水流、東郷、烏山、白浜、天辰、大小路

イ　警報車によるもの

アに規定する措置のほか、警報車による下流の巡視を行うものとする。

Ⅱ　川辺ダムの洪水調節と通報

1　洪水

洪水は、流水の貯水地への流入量が毎秒40立方メートル以上である場合における当該流水とする。

2　洪水警戒体制

南薩地域振興局建設部長（以下、この項において「部長」という。）は、次の各号に該当する場合には、洪水警戒体制を取らなければならない。

⑴　鹿児島地方気象台から降雨に関する警報が発令されたとき。

⑵　川辺ダム流域内において連続雨量が90ミリメートルに達し、さらに時間雨量が17ミリメートルを超えると予想されるとき。

⑶　鹿児島地方気象台から暴風警報が発令されたとき。

⑷　その他部長が必要と認めるとき。

3　洪水警戒体制時における措置

部長は、前記２により洪水警戒体制を取ったときは、直ちに次に掲げる措置を取らなければならない。

⑴　鹿児島県土木部河川課、鹿児島地方気象台及び関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

⑵　予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

4　洪水調節等

洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

5　放流に関する通知等

⑴　部長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置を取らなければならない。

ア　放流連絡関係機関

(ｱ) 方法及び時期

次に掲げる場合（aの場合においては、各報道機関を除く。）は、関係機関に通知等を行うものとする。

a　ダム下流において30分につき30センチメートル以上の水位変動が生じると予想される場合

b　緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）の開始が予測された場合

c　緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）が開始された場合

d　緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）が終了し、今後再開する見込みがない場合

(ｲ) 川辺ダム関係機関

関係機関	所在地・電話番号	関係機関	所在地・電話番号
鹿児島県土木部 河川課	鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-3581	南さつま消防署 金峰分遣隊	南さつま市金峰町尾下1679 TEL 0993-77-1304
鹿児島県工業用水道部 工業用水課	鹿児島市谷山中央2-702-13 TEL 099-268-7601	鹿児島地方気象台	鹿児島市東郡元町4-1 TEL 099-250-9912
鹿児島市水道局	鹿児島市鴨池新町1-10 TEL 099-257-7111	篠井堰水利組合	南九州市川辺町清水1399 TEL 0993-56-2413
南さつま市	南さつま市加世田川畑2648 TEL 0993-53-2111	岩屋井堰水利組合	南九州市川辺町清水3278-2 TEL 0993-56-1561
南九州市	南九州市知覧町郡6204 TEL 0993-83-2511	横手井堰水利組合	南九州市川辺町古殿501 TEL 0993-56-1351
南九州警察署	南九州市知覧町郡4980-3 TEL 0993-83-1110	両添区水利組合	南九州市川辺町両添481 TEL 0993-56-2316
南さつま警察署	南さつま市加世田地頭所1-2 TEL 0993-52-2110	平山区水利組合	南九州市川辺町平山4032 TEL 0993-56-4746
南さつま市消防本部	南さつま市加世田東本町24 TEL 0993-52-3145	田部田水利組合	南九州市川辺町田部田4297 TEL 0993-56-1611
指宿南九州消防組合 川辺分遣所	南九州市川辺町平山6950-1 TEL 0993-56-2001	九州電力万之瀬ダム	南九州市川辺町永田133-1 TEL 099-285-5357 (九電土木建築ｸﾞﾙｰﾌﾟ直通)
各報道機関	―	鹿児島県 危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-2276

イ　一般住民への直接通報

部長は、前記(ｱ)により通知等を行う場合においては、ダム地点より野崎川合流点までの区間にサイレンを吹鳴させるとともに、警報車により警報を行わなければならない。

Ⅲ　大和ダムの洪水調節と通報

1　洪水

洪水は、流水の貯水地への流入量が毎秒6.0立方メートル以上である場合における当該流水とする。

2　洪水警戒体制

大島支庁建設部長（以下、この項において「部長」という。）は、次の各号に該当する場合には、洪水警戒体制を取らなければならない。

⑴　大和ダム雨量観測局において、降り始めからの雨量が70.0ミリメートルに達した後、さらに時間雨量が15.0ミリメートルを超えると予想されるとき

⑵　先行降雨等の気象状況から水防情報班が配備が必要と判断したとき

⑶　局地的な降雨により⑴及び⑵の基準に達したとき

3　洪水警戒体制時における措置

部長は、前記２により洪水警戒体制を取ったときは、直ちに次に掲げる措置を取らなければならない。

⑴　鹿児島県土木部河川課、名瀬測候所及び関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

⑵　予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

4　洪水調節等

洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

5　放流に関する通知等

⑴　部長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置を取らなければならない。

ア　放流連絡関係機関

(ｱ) 方法及び時期

次に掲げる場合（aの場合においては、各報道機関を除く。）は、関係機関に通知等を行うものとする。

ａ　ダム下流において30分につき30センチメートル以上の水位変動が生じると予想される場合

ｂ　緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）の開始が予測された場合

ｃ　緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）が開始された場合

d　緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）が終了し、今後再開する見込みがない場合

(ｲ) 大和ダム関係機関

関係機関	所在地・電話番号	関係機関	所在地・電話番号
鹿児島県土木部 河川課	鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-3581	大島地区消防組合 大和消防分駐所	大島郡大和村思勝477-1 TEL 0997-57-2219
大和村	大島郡大和村大和浜100 TEL 0997-57-2111	名瀬測候所	奄美市名瀬港町8-1 TEL 0997-52-0375
奄美警察署	奄美市名瀬長浜町5-2 TEL 0997-53-0110	鹿児島県 危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-2276
大和駐在所	大島郡大和村大和浜107-1 TEL 0997-53-0110（内線536）	各報道機関	－

イ　一般住民への直接通報

部長は、前記(ｱ)により通知等を行う場合においては、ダム地点から大和川合流地点までの区間にサイレンを吹鳴させるとともに、警報車により警報を行わなければならない。

Ⅳ　西之谷ダムの洪水調節と通報

1　洪水

洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒23.0立方メートル以上である場合における当該流水とする。

2　洪水警戒体制

鹿児島地域振興局建設部長（以下、この項において「部長」という。）は、次の各号に該当する場合には、洪水警戒体制を取らなければならない。

⑴　鹿児島地方気象台から降雨に関する警報が発令されたとき。

⑵　ダム流域内において降り始めからの累計雨量が80ミリメートルに達した後、さらに１時間雨量が20ミリメートルを越えると予想されるとき。

⑶　その他部長が必要と認めるとき。

3　洪水警戒体制時における措置

部長は、前記２により洪水警戒体制を取ったときは、直ちに次に掲げる措置を取らなければならない。

⑴　鹿児島県土木部河川課、鹿児島地方気象台及び関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

⑵　予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

4　洪水調節等

洪水調節等は、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

5　放流に関する通知等

⑴　部長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置を取らなければならない。

ア　放流連絡関係機関

(ｱ) 方法及び時期

次に該当する場合は、関係機関に通知等を行うものとする。

a　緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）の開始が予測された場合

b　緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）が開始された場合

c　緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）が終了し、今後再開する見込みがない場合

(ｲ) 西之谷ダム関係機関

関係機関	所在地・電話番号	関係機関	所在地・電話番号
鹿児島県土木部 河川課	鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-3581	鹿児島地方気象台	鹿児島市東郡元町4-1 TEL 099-250-9912
鹿児島市 危機管理課	鹿児島市山下町11-1 TEL 099-216-1213	鹿児島県 危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-2276
鹿児島西警察署	鹿児島市城西3-8-10 TEL 099-285-0110	各報道機関	－

イ　一般住民への直接通報

部長は、前記(ｱ)により通知等を行う場合においては、ダム地点におけるサイレンを吹鳴させるとともに、ダム地点から新川河口地点までの区間の警報車による警報を行わなければならない。

Ⅴ　防災ダム

1　操作

防災ダムの管理者は、県水防本部又は所轄地域振興局建設部等から注意報又は警報を受けたときは、直ちに洪水警戒体制を取るとともに、水防管理者及び関係機関と連絡を密にしながら操作規程の定めるところに従って操作しなければならない。

2　観測と通報

防災ダムの管理者は、ダムの水位、流量を観測するとともに、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合は、観測の結果及びダムの操作状況を所轄地域振興局建設部等へ通報しなければならない。

3　洪水調節の指示

河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれが大きいと認めるときは、災害発生防止のため、ダム管理者に対し、予備放流を命ずる等必要な措置を取るべきことを指示することができる。

※防災ダム一覧表

ダ　ム　名	水系名	河川名	位　　置	管　理　者	有効貯水量（㎥）	堤高（m）	電話番号
串木野防災ダム	五反田川	五反田川	いちき串木野市	いちき串木野市	1,500,000	31.7	0996-21-5123
高松防災ダム	高松川	高松川	阿久根市	阿久根市	1,126,000	37.0	0996-73-0233
高尾野防災ダム	高尾野川	高尾野川	出水市	出水市	750,000	35.0	0996-82-0139
清浦防災ダム	川内川	樋脇川	薩摩川内市	薩摩川内市	855,000	38.1	0996-44-2300
永吉防災ダム	永吉川	永吉川(二俣川)	日置市	日置市	996,000	37.0	099-296-2114
市来防災ダム	八房川	八房川	いちき串木野市	いちき串木野市	1,930,000	41.0	0996-21-5123
御手洗防災ダム	高尾野川	御手洗川	出水市	出水市	1,140,000	43.4	0996-84-2531

Ⅵ　事前放流を実施するダム

ダム管理者は、大雨が予測された場合、治水協定に基づく事前放流により、洪水調節に資する容量を確保し、下流域の浸水被害の軽減を図るものとする。

事前放流を実施するダム一覧

水系	ダム名	水系名	河川名	実施者	洪水調節容量（万m3）	洪水調節に資する容量（万m3）
一級河川	鶴田	川内川	川内川	国土交通省	4,200～9,800	2,700.0
	川内川第二			電源開発(株)	0.0	223.0
	清浦		樋脇川	薩摩川内市	0.0	7.8
	十曽		十曽川	山野十曽土地改良区	0.0	85.5
	高隈	肝属川	串良川	笠野原土地改良区	0.0	299.4
	荒瀬		荒瀬川	肝属中部土地改良区	0.0	7.0
	中岳	大淀川	大淀川	曽於市，志布志市	0.0	33.1
	谷川内		谷川内川	曽於市	0.0	22.5
	8基	**3水系**	**7河川**			**3,378.3**
二級河川	永吉	永吉川	二俣川	日置市	0.0	82.9
	串木野	五反田川	五反田川	いちき串木野市	0.0	150.0
	市来	八房川	八房川	いちき串木野市	0.0	193.0
	川辺	万之瀬川	万之瀬川	南薩地域振興局建設部	180.0	19.8
	金峰		長谷川	金峰町土地改良区	0.0	15.5
	高川	米之津川	高川	出水市	0.0	75.0
	高尾野	高尾野川	高尾野川	出水市	0.0	75.0
	御手洗		御手洗川	出水市	0.0	114.0
	高松	高松川	高松川	阿久根市	0.0	112.6
	竹山	網掛川	宇曽ノ木川	十三塚原土地改良区	0.0	14.5
	輝北	菱田川	大鳥川	鹿屋市，志布志市，大崎町	0.0	44.0
	尾立	安房川	荒川	屋久島電工(株)	0.0	217.7
	大和	大和川	三田川	大島支庁建設部	51.7	12.5
	大川	大川	大川	奄美市	0.0	10.6
	新住用川	住用川	住用川	九州電力(株)	0.0	8.1
	徳之島	秋利神川	秋利神川	天城町，徳之島町，伊仙町	0.0	8.5
	南部		麦野川	天城町	0.0	2.3
	西部	ウワナル川	ウワナル川	伊仙町	0.0	2.5
	東部	面縄川	面縄川	伊仙町	0.0	1.7
	神嶺	亀徳川	亀徳川	徳之島町	0.0	3.0
	母間	伊宝川	伊宝川	徳之島町	0.0	2.5
	西京	西京川	又延川	徳之島町	0.0	1.1
	22基	**19水系**	**22河川**		**303.5**	**1,166.8**
	30基	**22水系**	**28河川**			**4,545.1**

様式○の1

○○○ダム　緊急情報

至急

確認欄

「緊急放流」　○時間前予測

発表形式1　　（○○地域振興局建設部発信）

ダム 緊急情報　　第　　号	種　別	ダ ム 名
	洪水流出	まるまるだむ ○○ダム
		所 在 地
		○○市○○町○○

年　月　日　時　分　　○○地域振興局建設部　発表

【 現在の貯水率 ：　　％ 】

まるまるだむ
○○ダム　の貯水池は、　　月　　日　　時　　分頃には貯留限界を超え、

「緊急放流（非常用洪水吐からの越流）」に移行する可能性があります。

まるまるがわ
下流の　○○川　の水量が増え、洪水氾濫のおそれがあります。

非常用洪水吐から越流した場合は、ただちにその旨を通知します。

通報機関名

災害本部 危機管理 防災課	青潮会	NHK 報道	MBC 報道	KTS 報道	KKB 報道	KYT 報道	FM 鹿児島 ・ あまみ

【 備　考 】

予測では、今後、計画規模（○○年に1回程度）を超える流入量となる恐れがあるため、ダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が増える見込みです。

下流では、洪水氾濫のおそれがあります。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

※緊急放流について

ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなり、ダムの非常用洪水吐から越流させてダムへの流入量をそのまま下流に通過させることです。（人的操作を行うものではありません。）

※非常用洪水吐について

ダムの能力を越えるような大雨によりダムが満水になった場合、ダムの頂上付近から放流する施設が非常用洪水吐です。

様式○の2

○○○ダム　緊急情報

至急

確認欄

「緊急放流」　開始

発表形式1　　（○○地域振興局建設部発信）

ダム緊急情報　　第　　号	種　別	ダム名
	洪水流出	まるまるだむ ○○ダム
		所在地
		○○市○○町○○

年　月　日　時　分　　○○地域振興局建設部　発表

【現在の貯水率　：　　％】

まるまるだむ
○○ダム　の貯水池は、　月　日　時　分頃には貯留限界を超え、

まるまるがわ
下流の　○○川　の水量が急激に増える「緊急放流（非常用洪水吐からの越流）」となりました。

通報機関名

災害本部 危機管理 防災課	青潮会	NHK 報道	MBC 報道	KTS 報道	KKB 報道	KYT 報道	FM 鹿児島 ・ あまみ

【備　考】

計画規模（○○年に1回程度）を超える流入量となり、ダムに水を貯められなくなった為、ダムを越流して下流に流れ込んでいます。

下流では急激に水位が上昇し、洪水氾濫のおそれがあります。

※緊急放流について

ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなり、ダムの非常用洪水吐から越流させてダムへの流入量をそのまま下流に通過させることです。（人的操作を行うものではありません。）

※非常用洪水吐について

ダムの能力を越えるような大雨によりダムが満水になった場合、ダムの頂上付近から放流する施設が非常用洪水吐です。

様式○の3

確認欄

○○○ダム　緊急情報

「緊急放流」　　終了

発表形式1　　（○○地域振興局建設部発信）

	種　別	ダ ム 名
ダ ム 緊急情報　　第　　号	洪水流出	まるまるだむ ○○ダム
		所 在 地
		○○市○○町○○

年　月　日　時　分　　○○地域振興局建設部　発表

【 現在の貯水率 ：　　％ 】

まるまるだむ
○○ダム　への降雨流入は減少傾向にあり、　月　日　時　分頃

「緊急放流（非常用洪水吐からの越流）」を終了しました。

まるまるがわ
下流の　○○川　の水量が減少するまでは時間を要しますので、

引き続き注意してください。

通報機関名

災害本部 危機管理 防災課	青潮会	NHK 報道	MBC 報道	KTS 報道	KKB 報道	KYT 報道	FM 鹿児島 ・ あまみ

【 備　考 】

ダムに流入した水が、ダムを越流して流下する状態はなくなりましたが、下流の○○川では、引き続き水位が高い状態が続きますので、注意してください。

※緊急放流について

ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなり、ダムの非常用洪水吐から越流させてダムへの流入量をそのまま下流に通過させることです。（人的操作を行うものではありません。）

※非常用洪水吐について

ダムの能力を越えるような大雨によりダムが満水になった場合、ダムの頂上付近から放流する施設が非常用洪水吐です。

第 10 章　出動・監視・警戒及び水防作業

気象注意報及び気象警報又は水防警報の発令があった場合における水防関係職員その他の関係者の水防のための出動、監視、警戒及び水防作業は、気象の状況、水位の状況等によって次のとおり実施しなければならない。

Ⅰ　出動

1　出動準備

水防管理者は、次の場合管下の水防団又は消防機関等に対し出動準備をさせる。

⑴　水防警報河川にあっては出動準備を要する水防警報が発令されたとき。

⑵　河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき。

⑶　気象状況等から高潮の危険が予知されるとき。

2　出動

水防管理者は、次の場合直ちに管下水防団又は消防機関をしてあらかじめ定められた計画に従い出動せしめ、警戒配置につかせ、その旨地域振興局建設部長等に報告するものとする。

⑴　水防警報河川にあっては、水防出動を要する警報事項の伝達を受けたとき。

⑵　河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態の予測されるとき。

⑶　堤防に異常を発見したとき。

⑷　気象状況・風速等により高潮の危険が予知されるとき。

Ⅱ　巡視及び警戒

1　常時監視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、常時巡視員を設け、随時区域内の河川海岸堤防等を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

2　非常警戒

水防管理者は、出動命令を発したときから水防区域の警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始するとともに、所轄地域振興局建設部長等に報告し、地域振興局建設部長等は、水防本部に報告するものとする。

⑴　居住地側堤防斜面の漏水によるひび及び欠け崩れ

⑵　堤防の冠水状況

⑶　堤防の上端のひび又は沈下

⑷　川側堤防斜面のひび又は欠け崩れ

⑸　樋門の両袖又は底部よりの漏水

⑹　橋りょうその他の工作物と堤防との取付部分の異常

3　警戒区域の設定

⑴　水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

⑵　⑴の場所においては、水防団長、水防団員若しくは、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、⑴に規定する者の職権を行うことができる。

Ⅲ　非常事態の発生と水防作業

1　氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 氾濫等の通報

河川管理者又は海岸管理者が、その管理する河川又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

(3)　氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

⑴及び⑵の氾濫・決壊・漏水等の通報は、「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針」を踏まえ、実施する。本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。具体的には、次

に示す対象施設・区域及び通報基準に対して、河川管理者等が管理事務の一環として氾濫等を発見する行為の限界と、氾濫等の通報を受けた水防関係者の処理能力の限界、災害時の処理の迅速さの観点から、予め協議を行い定めることが望ましい。

ア　国土交通省が行う氾濫等の通報　※作業途中

（氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等）

（ア）　川内川における洪水予報実施区域及び発表基準地点

区域		
川内川 上流部	区域① （川内川）	左岸　宮崎県えびの市大字原田字池元3824番の１地先から 鶴田ダムまで 右岸　宮崎県えびの市大字原田字佐院3871番の１地先から 鶴田ダムまで
	区域② （綿打川）	鹿児島県姶良郡湧水町大字米永字坂元3368番の2地先から 幹川合流点まで
川内川 下流部	区域③ （川内川）	左岸　鶴田ダムから海まで 右岸　鶴田ダムから海まで
	区域④ （隈之城川）	左岸　鹿児島県薩摩川内市隈之城町大字隈之城 字石間伏739番の２地先から幹川合流点まで 右岸　鹿児島県薩摩川内市向田町大字向田 字腰掛1265番の２地先から幹川合流点まで
	区域⑤ （樋渡川）	左岸　鹿児島県薩摩川内市東郷町大字斧渕 字七迫5014番の3地先から幹川合流点まで 右岸　鹿児島県薩摩川内市東郷町大字榎木田 字7863番地先から幹川合流点まで

区域		観測所施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
川内川 上流部	区域① （川内川）	真幸 水位観測所	宮崎県えびの市 大字水流	・氾濫発生水位 （5.86m）に到達	宮崎県 えびの市	川内川河川事務所
		栗野橋 水位観測所	湧水町木場	・氾濫発生水位 （7.04m）に到達	湧水町 伊佐市	
	区域② （綿打川）	栗野橋 水位観測所	湧水町木場	・氾濫発生水位 （7.04m）に到達	湧水町 伊佐市	
川内川 下流部	区域③ （川内川）	宮之城 水位観測所	さつま町 虎居	・氾濫発生水位 （8.59m）に到達	さつま町	
		川内 水位観測所	薩摩川内市 東大小路町1042	・氾濫発生水位 （6.34m）に到達	薩摩川内市	
	区域④ （隈之城川）	川内 水位観測所	薩摩川内市 東大小路町1042	・氾濫発生水位 （6.34m）に到達	薩摩川内市	
	区域⑤ （樋渡川）		薩摩川内市 東大小路町1042	・氾濫発生水位 （6.34m）に到達	薩摩川内市	

（イ）　肝属川における洪水予報実施区域及び発表基準地点

河川名	区　　域	
肝属川	区域①	鹿児島県鹿屋市祓川町3947番地先の県道橋から海まで
串良川	区域②	左岸　鹿児島県鹿屋市串良町大字細山田 字水洗801番地のロ地先から肝属川への合流点まで 右岸　鹿屋市串良町川久保4130番の１地先から 肝属川への合流点まで
高山川	区域③	左岸　鹿児島県肝属郡肝付町大字前田 字田布尾323番の１地先から肝属川への合流点まで 右岸　同町大字新富字築ヶ城7737番の５地先から 肝属川への合流点まで
姶良川	区域④	左岸　鹿児島県鹿屋市吾平町大字上名字水流4909番の２ 地先県道橋から肝属川への合流点まで 右岸　同市同町字西方高迫5684番の３地先の 県道橋から肝属川への合流点まで

河川名	区　域	観測所施設名	地　先　名	通　報　基　準	関係水防管理団体	通報担当官署
肝属川	区域①	俣瀬観測所	東串良町川西地先	・氾濫発生水位（6.95m）に到達	鹿屋市 東串良町 肝付町	大隅河川国道事務所
		王子橋観測所	鹿屋市王子町地先	・氾濫発生水位（5.02m）に到達	鹿屋市	
串良川	区域②	豊栄観測所	東串良町池之原豊栄	・氾濫発生水位（6.20m）に到達	鹿屋市 東串良町	
高山川	区域③	高山橋観測所	肝付町新富地先	・氾濫発生水位（8.72m）に到達	肝付町	
姶良川	区域④	姶良橋観測所	鹿屋市吾平町麓	・氾濫発生水位（7.02m）に到達	鹿屋市	

イ　知事が行う氾濫等の通報

（氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等）

河川名	区　　域	
万之瀬川	区域①	左岸　南九州市川辺町清水字湯ノ尻3480番１地先から海まで 右岸　南九州市川辺町清水字眼流川2025番２地先から海まで
加世田川	区域②	左岸　南さつま市加世田内山田字金気8197番１地先から 万之瀬川への合流点まで 右岸　南さつま市加世田内山田字下楕谷7689番３地先から 万之瀬川への合流点まで

河川名	区　域	観測所施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
万之瀬川	区域①	万之瀬橋水位観測所	南さつま市加世田村原小字上園26-6	・氾濫発生水位（7.3m）に到達	南さつま市	鹿児島県
		大渡橋水位観測所	南九州市川辺町高田4551地先	・氾濫発生水位（6.4m）に到達	南九州市	
加世田川	区域②	日新橋水位観測所	南さつま市加世田武田地先	・氾濫発生水位（5.5m）に到達	南さつま市	

(4) 氾濫・決壊・漏水等の通報系統

(1)及び(2)に関する氾濫・決壊・漏水等の通報系統は、次頁のとおり。なお、通報を受けた水防管理者は、(5)決壊後の措置の対応及び第12章「避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応」を行う必要があり、市町の長は災害対策基本法第60条第3項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。

(5) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

伝達系統図（川内川上流部）

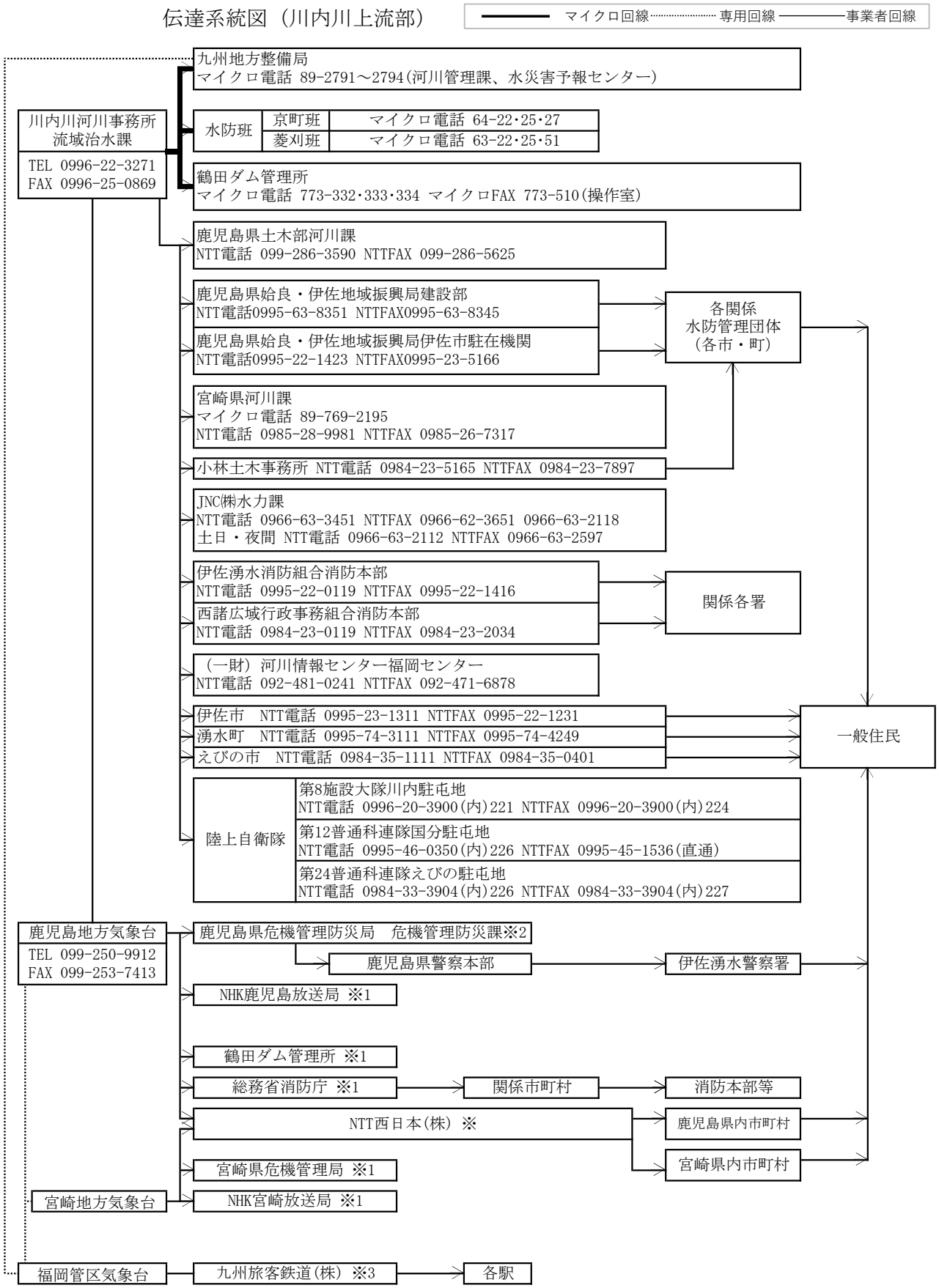

※ NTT西日本への伝達は警報のみとし、一般の利用に適合する警報の通知をもって代える。

※1 気象情報伝送処理システム（オンライン）　　※2 防災情報提供システム（専用線）

※3 防災情報提供システムメール（インターネット）

伝達系統図（川内川下流部）

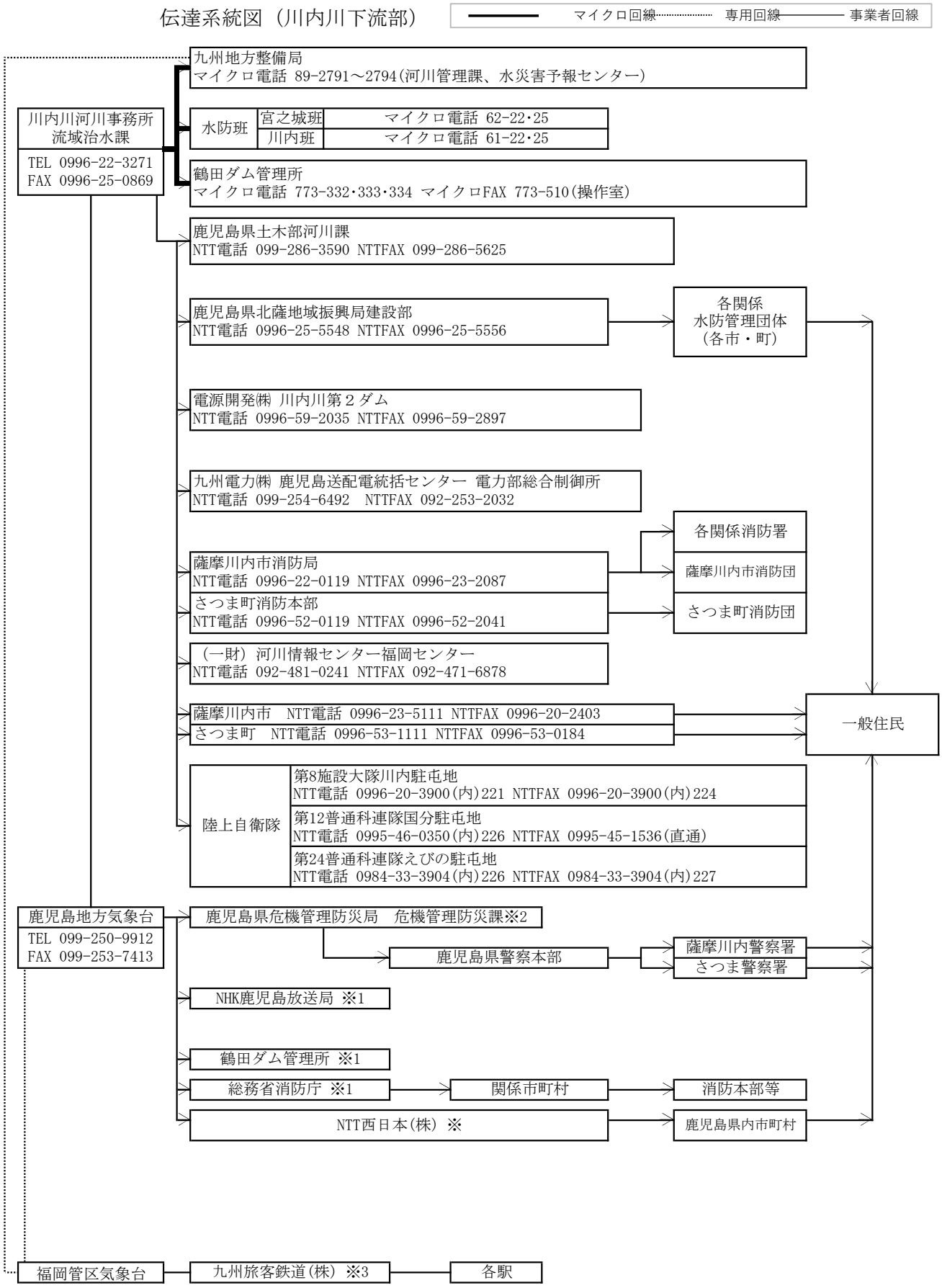

※ NTT西日本への伝達は警報のみとし、一般の利用に適合する警報の通知をもって代える。

※1 気象情報伝送処理システム（オンライン）　　※2 防災情報提供システム（専用線）

※3 防災情報提供システムメール（インターネット）

伝達系統図(肝属川)

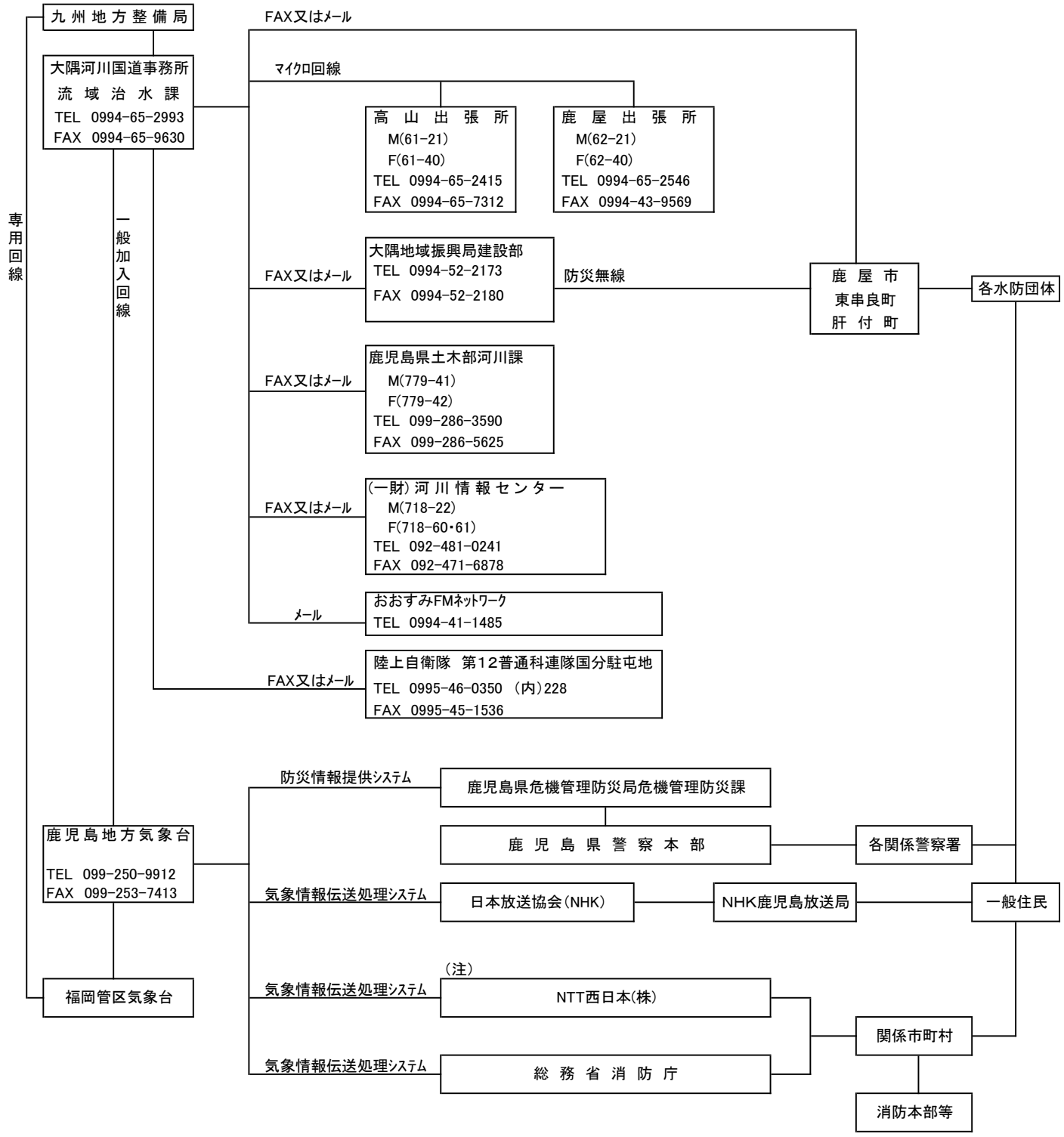

注) NTT西日本㈱又はNTT東日本㈱への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

伝達系統図(万之瀬川及び加世田川)

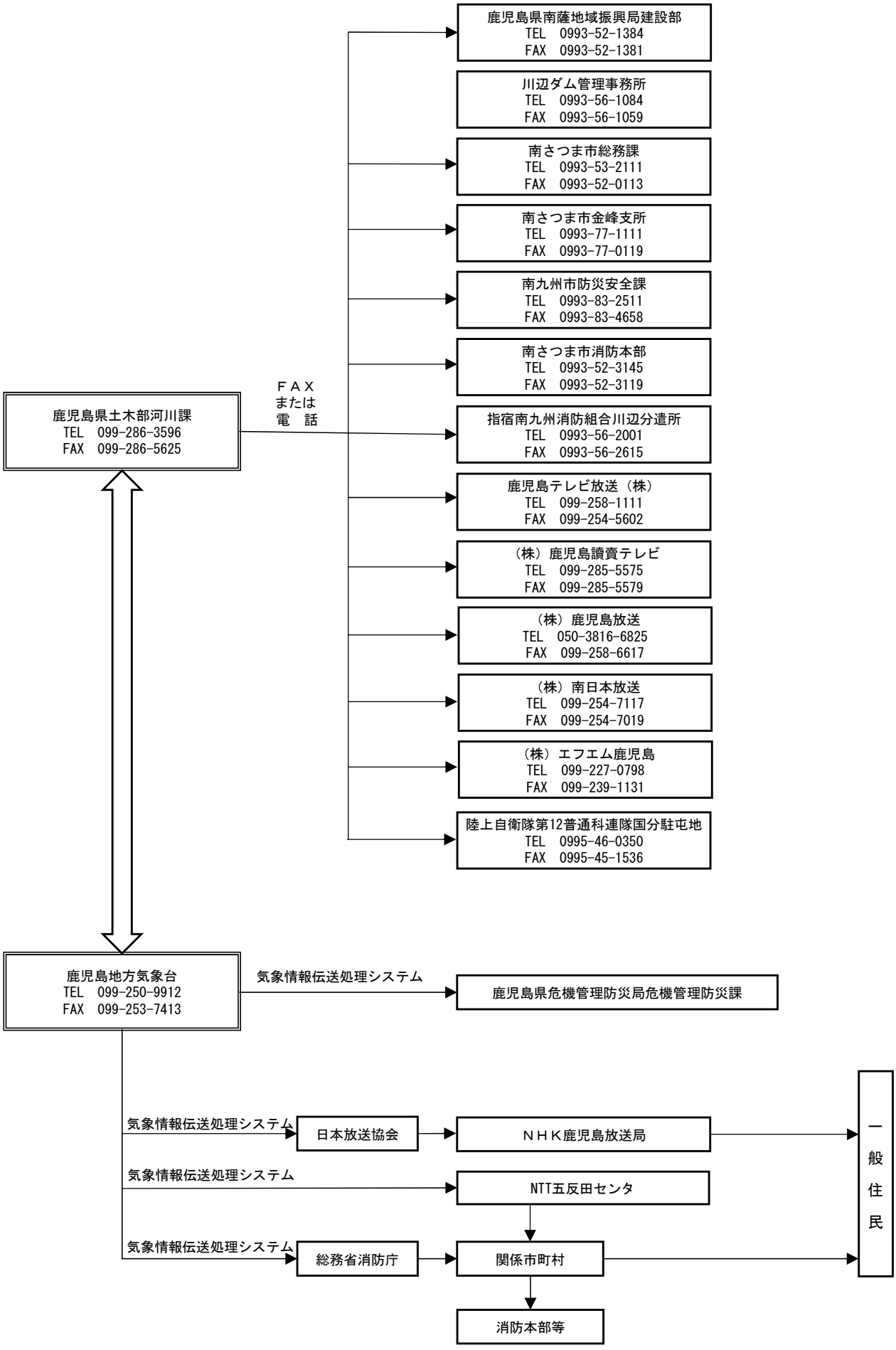

2　応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

3　自衛隊の出動

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条により、自衛隊は災害に際し、知事の要請により、あるいは緊急の場合は、独自の判断により出動する。

4　警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。

5　水防作業

洪水に際して堤防に異常の起こる時期は、滞水時間によることはもちろんであるが、大体水位が氾濫注意水位を突破する前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に起こる場合が多く、水位が７～８割程度に減水したときが最も危険であるから、洪水の最高水位を下っても直ちに警戒を解いてはならない。

作業を実施するに当たっては、堤防の組織材料、流速、堤防斜面、護岸の状態等を考慮して、最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工することが必要である。

工法は、その選定を誤らなければ、一種類の工法を施工するだけで成果を挙げ得る場合が多いが、ときには数種の工法を併施してはじめてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を逐次施工し、極力水害の防止に努めなければならない。

水防作業を必要とする発生事態とその各々に適合する施策工法等は、次表のとおりである。

水防工法一覧表

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に利用する資材
越水		積み土俵工	堤防上端に土俵または土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せき板工	堤防上端にくいを打ちせき板を当てる	都市周辺河川（土のうの入手困難	鋼製支柱、軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防上端に土俵の代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工（連結水のう工）	堤防上端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川（土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防居住地側斜面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い場所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防居住地側斜面を防水シートで被覆する	都市周辺河川（むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水	堤防居住地側対策	釜段工（釜築き、釜止め）	居住地側小段、堤防居住地斜面先平地に円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	居住地側小段、堤防居住地側斜面先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工（簡易釜段工）	居住地側小段、堤防居住地側斜面先平地に鉄板を円筒形に組立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	堤防居住地側斜面部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	居住地側小段、堤防居住地側斜面先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	居住地側小段、堤防居住地側斜面先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	堤防居住地側斜面、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川（漏水量の少ない場所）	防水シート、丸太、竹
漏水対策	堤防川側対策	詰め土俵工	堤防川側斜面の漏水口に土俵などを詰める	一般河川（構造物のある所、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	堤防川側の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	堤防川側の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	堤防川側の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろの入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	堤防川側の漏水面にたたみを張	一般河川（水深の浅い所）	土俵の代わりに土のう
洗掘		むしろ張り工 継ぎむしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土俵をつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	堤防川側斜面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川、砂利堤防	鉄線、蛇かご、詰め石、くい、鉄線

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に利用する資材
洗　掘		捨て土のう工 捨て石工	堤防川側斜面決壊箇所に土のうまたは大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決　壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防川側斜面の決壊による断面不足を補うため裏のりに土俵を積む	凸側堤防、他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	堤防上端	折り返し工	堤防上端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいと鉄線を用いる	砂質堤防	くい、鉄線
	堤防上端～堤防居住地側斜面	控え取り工	き裂が堤防上端から堤防居住地側斜面にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が堤防上端から堤防居住地側斜面にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう
堤防居住地側斜面崩壊	き裂	五徳縫い工	堤防居住地側斜面のき裂を竹で縫い、崩落を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	堤防居住地側斜面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	堤防居住地側斜面のき裂が浅いとき、堤防斜面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	堤防居住地側斜面先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	堤防居住地側斜面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	堤防居住地側斜面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土俵工	堤防居住地側斜面にくいを打ち並べ、中詰めに土俵を入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土俵羽口工	堤防居住地側斜面に土俵を小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	堤防居住地側斜面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土俵を入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土俵工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくをつくる	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	堤防居住地側斜面にくいを打ちさくを作り中詰め土俵を入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

（「実務者のための水防技術ハンドブック」より）

Ⅳ　相互協定

隣接する水防管理団体は、協力応援など水防事務に関し、あらかじめ協定しておかなければならない。

第 11 章　通 信 連 絡 及 び 輸 送

Ⅰ　通信連絡

1　水防時に必要とする連絡のため、電話、無線電話、電報等の通信を要するものの主な系統は、第４章のⅠの７に定めたものとする。

2　水防通信受発地点、水防倉庫設置箇所、水防作業現場等には、必ず連絡用自動車等を設置しなければならない。

3　水防上緊急を要する通信については、非常通信の取扱いをするものとする。

Ⅱ　非常時、通信の確保

1　ダイヤル通話とふくそう対策

大雨、洪水、高潮又は津波等の発生に際し防災関係機関の円滑な情報連絡を確保するため、ＮＴＴとしては、重要通信のそ通確保に支障をきたさないよう次の措置を講じる。

⑴　防災関係機関の重要通話を確保する。

電話サービス契約約款第68条の２に定める災害時優先電話の選定を適切に行い、通話規制の対象にしない。

⑵　街頭公衆電話（グレー、緑色）からの通話は規制されない。

⑶　水防に関する主な災害時防災関係機関名は、別表11のとおりである。

2　非常通話及び電報の取扱い

⑴　非常電話の取扱い

防災関係機関は、災害時における非常電話による優先利用を図るため、平常時からＴＴＴ西日本鹿児島支店に連絡し、非常電話の指定を受けておくものとする。

⑵　電報の取扱い

災害対策のため特に緊急を要する電報は、「非常扱い電報」の取扱いを受け、電報の優先利用を図るものとする。

「非常扱い電報」を申し込むに当たっては、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出る。

3　通信の途絶防止

災害が発生した場合、次により臨機に措置をとり、通信のふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

⑴　通信回線が途絶した場合、ポータブル衛星設備等の運用により、特設公衆電話の設置等を図る。

⑵　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保をする必要があるときは、電気通信事業法等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。

⑶　著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を速やかに提供する。

4　非常通信

大雨、洪水、高潮又は津波等のため非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又は、これを利用することが著しく困難であるときは、人命救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序維持のために限って利用することができる。

⑴　取扱い局

非常通信の取扱いは、すべての無線固定局、移動局であって災害地域等に無線局（パトロールカー等陸上移動局）が派遣され、又は、移動している場合は、その無線局を利用することができる。

⑵　非常通信取扱機関一覧表は、別表11のとおりである。

Ⅲ　鹿児島県防災行政、水防及び消防防災無線の取扱い

1　無線局の運用

⑴　平常

常時運用とする。通信の運用については、鹿児島県防災行政無線管理運用規程による。

⑵　非常時

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、通話がふくそうし、災害に関する無線電話の運用に支障をきたすおそれがある場合は、統制局の統制により運用する。

2　鹿児島県防災行政無線設置状況とその系統

(1)移動通信系

設置場所	移動局		摘要
	呼出名称	出力(W)	
県庁	ぼうさいかごしまけんちょう1～3	5	車載型
	ぼうさいかごしまけんちょう101，102	2	携帯型
鹿児島地域振興局	ぼうさいかごしま1～5	5	車載型
	ぼうさいかごしま101，102	2	携帯型
指宿庁舎	ぼうさいいぶすき1～2	5	車載型
	ぼうさいいぶすき101，102	2	携帯型
南薩地域振興局	ぼうさいなんさつ1～6	5	車載型
	ぼうさいなんさつ101，102	2	携帯型
日置庁舎	ぼうさいひおき1，2	5	車載型
	ぼうさいひおき101，102	2	携帯型
北薩地域振興局	ぼうさいほくさつ1～10	5	車載型
	ぼうさいほくさつ101，102	2	携帯型
甑島支所	ぼうさいこしき1，2	5	車載型
	ぼうさいこしき101，102	2	携帯型
出水庁舎	ぼうさいいずみ1～4	5	車載型
	ぼうさいいずみ101，102	2	携帯型
伊佐庁舎	ぼうさいさ1～4	5	車載型
	ぼうさいさ101，102	2	携帯型
姶良・伊佐地域振興局	ぼうさいあいらいさ1～9	5	車載型
	ぼうさいいずみ101，102	2	携帯型
ＮＨＫ鹿児島放送局	ぼうさいかごしまけん102	5	可搬型
曽於支所	ぼうさいそお1～3	5	車載型
	ぼうさいそお101，102	2	携帯型
大隅地域振興局	ぼうさいおおすみ1～11	5	車載型
	ぼうさいおおすみ101，102	2	携帯型
熊毛支庁	ぼうさいくまげ1	5	車載型
	ぼうさいくまげ101，102	2	携帯型
屋久島事務所	ぼうさいやくしま1	5	車載型
	ぼうさいやくしま101，102	2	携帯型
大島支庁	ぼうさいおおしま1～3	5	車載型
	ぼうさいおおしま101，102	2	携帯型
徳之島事務所	ぼうさいとくのしま1	5	車載型
	ぼうさいとくのしま101，102	2	携帯型
瀬戸内事務所	ぼうさいせとうち101，102	2	携帯型
沖永良部事務所	ぼうさいおきのえらぶ101，102	2	携帯型
喜界事務所	ぼうさいきかい101，102	2	携帯型

設置場所	基　地　局	
	呼出名称	出力(W)
紫尾山中継局	ぼうさいしびさん	20
尾巡山中継局	ぼうさいおめぐりやま	20
牟礼ヶ岡中継局	ぼうさいむれがおか	20
浅谷中継局	ぼうさいあさたに	20
国見山中継局	ぼうさいくにみやま	20
長屋山中継局	ぼうさいちょうやさん	20
能野中継局	ぼうさいよきの	20

設置場所	基　地　局	
	呼出名称	出力(W)
湯湾岳中継局	ぼうさいゆわんだけ	20
井之川岳中継局	ぼうさいいのかわだけ	20
高知山中継局	ぼうさいこうちやま	20
永田山中継局	ぼうさいながたやま	20
大山中継局	ぼうさいおおやま	20
百之台中継局	ぼうさいひゃくのだい	20
中甑中継局	ぼうさいなかこしき	20

⑵　消防・防災ヘリ通信系

設置場所	呼　出　名　称	出力(W)	摘要
防災ヘリ	ＪＡ　ＫＡＧＯＳＨＩＭＡ かごしまけんぼうさいヘリ１ （全県、防災相互、消防）	1	航空機局 携帯局
防災航空センター	かごしまけんぼうさいヘリきち	10	航空局
	かごしまけんぼうさいフライトサービス	10	〃
	かごしまけんぼうさいフライトサービス81	5	〃
	かごしまけんぼうさいフライトサービス82	5	〃
合庁局（23）	かごしまけんぼうさい25～47	5	携帯局
市町村局等（107）	かごしまけんぼうさい101～207	5	携帯局
県庁中継局	くにみやまぼうさい	10	携帯基地局
	しびさんぼうさい	10	〃
	おめぐりやまぼうさい	10	〃
	ながたやまぼうさい	10	〃
	いのかわだけぼうさい	10	〃
	かごしまけんぼうさい	10	〃

⑶　固定通信系

設置場所	呼出名称
県庁	ぼうさいかごしまけんちょう
鹿児島地域振興局本庁舎	〃　かごしまちいきしんこうきょく
〃　日置庁舎	〃　ひおきちゅうざい
南薩地域振興局本庁舎	〃　なんさつちいきしんこうきょく
〃　指宿庁舎	〃　いぶすきちゅうざい
北薩地域振興局本庁舎	〃　ほくさつちいきしんこうきょく
〃　出水庁舎	〃　いずみちゅうざい
〃　甑島支所	〃　こしきじましょ
姶良・伊佐地域振興局本庁舎	〃　あいらいさちいきしんこうきょく
〃　伊佐庁舎	〃　いさちゅうざい
大隅地域振興局本庁舎	〃　おおすみちいきしんこうきょく
〃　曽於庁舎	〃　そおちゅうざい
熊毛支庁舎	〃　くまげしちょう
屋久島庁舎	〃　やくしまじむしょ
瀬戸内庁舎	〃　せとうちじむしょ
喜界庁舎	〃　きかいじむしょ
徳之島庁舎	〃　とくのしまじむしょ
沖永良部庁舎	〃　おきえらぶじむしょ

⑷　中継局（固定局）

設置場所	呼出名称
紫尾山中継局	ぼうさいしびさん
尾巡山〃	〃　おめぐりやま
牟礼ヶ岡〃	〃　むれがおか
浅谷〃	〃　あさたに
国見山〃	〃　くにみやま
長屋山〃	〃　ちょうやさん
惣陣ヶ丘〃	〃　そうじんがおか
宮田山〃	〃　みやたやま
猪鹿倉〃	〃　いがくら
天堂ヶ尾〃	〃　てんどうがお
長城〃	〃　ちょうじょう
井之川岳　〃	〃　いのかわだけ

設置場所	呼出名称
能野中継局	ぼうさいよきの
湯湾岳〃	〃　ゆわんだけ
高知山〃	〃　こうちやま
永田山〃	〃　ながたやま
大山〃	〃　おおやま
屋敷平〃	〃　やしきでら
悪石島〃	〃　あくせきじま
屋久島〃	〃　やくしま
百之台〃	〃　ひゃくのだい
徳之島〃	〃　とくのしま
中甑　〃	〃　なかこしき

⑸　地域衛星通信系

設　置　場　所		
鹿児島県庁	永田山無線中継局	大山無線中継局

⑹　衛星携帯電話[半固定・防災連絡用]

設　置　場　所			
鹿児島県庁	熊毛支庁	大島支庁	鹿児島市
鹿屋市	枕崎市	阿久根市	出水市
指宿市	西之表市	垂水市	薩摩川内市
日置市	曽於市	霧島市	いちき串木野市
南さつま市	志布志市	奄美市	南九州市
伊佐市	姶良市	三島村	十島村
さつま町	長島町	湧水町	大崎町
東串良町	錦江町	南大隅町	肝付町
中種子町	南種子町	屋久島町	大和村
宇検村	瀬戸内町	龍郷町	喜界町
徳之島町	天城町	伊仙町	和泊町
知名町	与論町		

⑺　衛星映像受信装置

設　置　場　所			
防災航空センター	鹿児島市	鹿屋市	枕崎市
阿久根市	出水市	指宿市	西之表市
垂水市	薩摩川内市	日置市	曽於市
霧島市	いちき串木野市	南さつま市	志布志市
奄美市	南九州市	伊佐市	姶良市
三島村	十島村	さつま町	長島町
湧水町	大崎町	東串良町	錦江町
南大隅町	肝付町	中種子町	南種子町
屋久島町	大和村	宇検村	瀬戸内町
龍郷町	喜界町	徳之島町	天城町
伊仙町	和泊町	知名町	与論町

3　鹿児島県水防・消防防災無線設置状況とその系統

設置場所	呼出名称	出力(W)	摘要
県庁（固定）	すいぼうかごしま	0.1	装置共用

4　鹿児島県無線系統図

（別紙）

Ⅳ　輸送

1　本部－地域振興局間の輸送経路については、本部において管内からの通報に基づく状態に従って通行路線を決定し、輸送の正確を図らねばならない。

2　地域振興局等－水防管理団体間の輸送経路については、地域振興局建設部長等は、かねて管内の輸送経路を定めて、管内の報告に基づく状況に従って通行路線を指示しなければならない。

鹿児島県防災業務線回線構成図

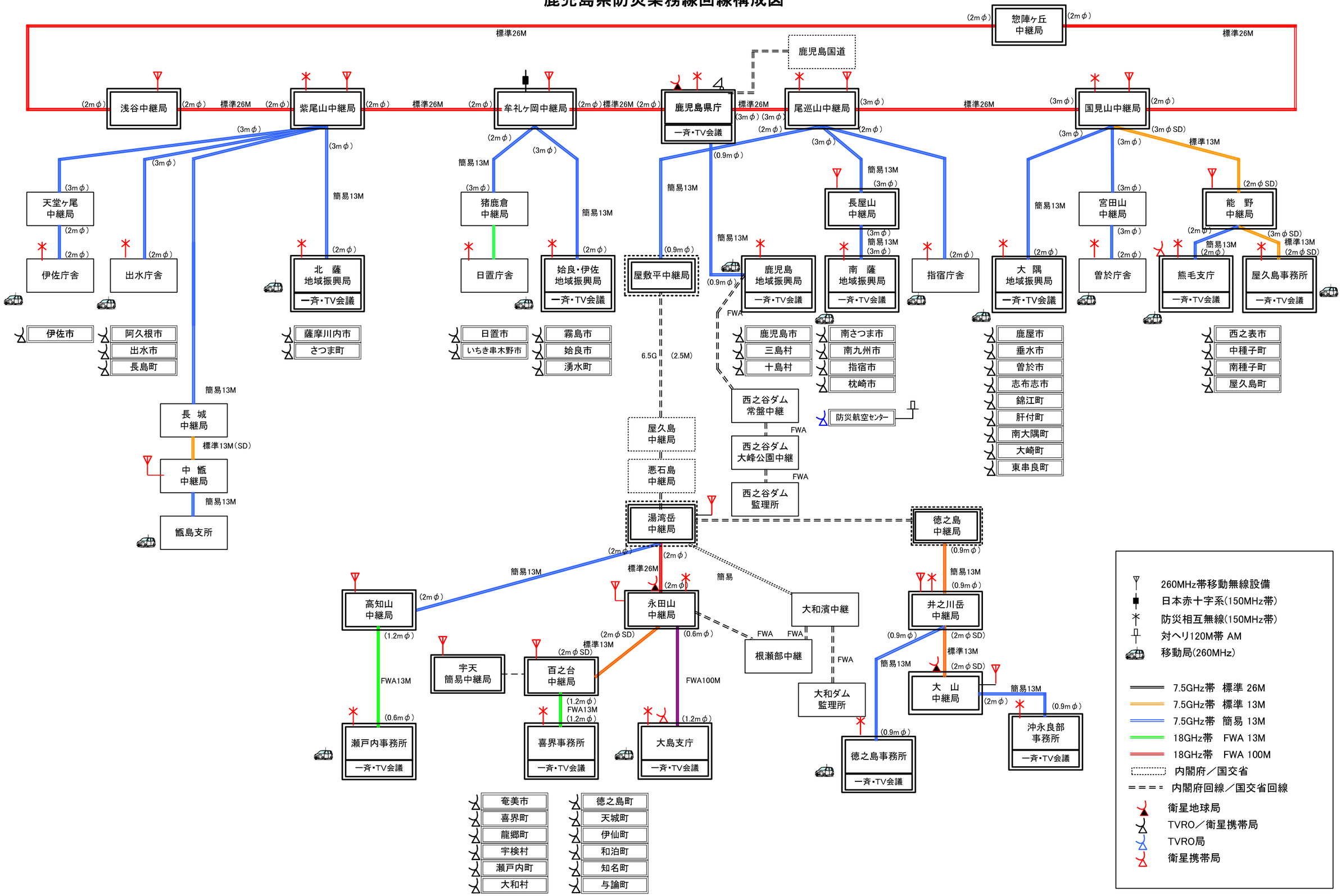

第 １２ 章　　避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応

洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

第 13 章　費用負担と公用負担

Ⅰ　費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、法第41条の規定により、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、その水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって定める。

Ⅱ　公用負担

1　公用負担権限

法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ア　必要な土地の一時使用

イ　土石、竹木その他の資材の使用及び収用

ウ　車両その他の運搬具又は器具の使用

エ　工作物その他の障害物の処分

2　公用負担権限委任証明書

法第28条の規定によって公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、これらの委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

第　　号

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書

年 齢　　氏　名

上記の者に○○の区域における水防法第28条第１項の権限行使を委任したことを証明する。

年　　月　　日

水防管理者（水防団長、消防機関の長）

氏　　名　　印

3　公用負担証票

法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に渡さなければならない。

第　　号 公　用　負　担　証　票				
物　　件	数　　量	負担内容（使用収用処分等）	期　　間	摘　　要
年　　月　　日 水防管理者氏名　　□ （水防団長・消防機関の長） 事務取扱者氏名　　□ 殿				

Ⅲ　損失補償

前記権限行使によって損失を受けた者に対し、当該水防管理団体は、時価により、その損失を補償しなければならない。

第 14 章　水防解除

1　水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、警戒の必要がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し、一般に周知させるとともに、所轄地域振興局建設部等にその旨報告するものとする。

2　地域振興局建設部長等は、水防管理者からの報告により所轄区域の水防管理団体がすべて水防活動体制を解除したときは、地域振興局建設部等の水防体制を解除し、本部長に報告する。

3　本部長は、地域振興局建設部長等からの報告により県下の地域振興局建設部等がすべて水防体制を解除し、洪水又は高潮のおそれがなくなったときは、本部の水防活動体制を解除し、その旨一般に周知させる。

第 15 章　水防報告と水防記録

Ⅰ　水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は次の記録を作成し、保管するものとする。

① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
② 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
③ 警戒出動及び解散命令の時刻
④ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
⑤ 水防作業の状況
⑥ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
⑧ 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
⑨ 応援の状況
⑩ 居住者出動の状況
⑪ 警察関係の援助の状況
⑫ 現場指導の官公署氏名
⑬ 立退きの状況及びそれを指示した理由
⑭ 水防関係者の死傷
⑮ 殊勲者及びその功績
⑯ 殊勲水防団とその功績
⑰ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

Ⅱ　水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を別記第１号様式及び別記第２号様式により、水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（九州地方整備局）に報告するものとする。

資料 14-１　水防活動報告書様式（例）

水防活動実施報告書

年　　月　　日

作成責任者

<table>
<tr><td>出水の
概況</td><td colspan="8">川　　警戒水位　　m
雨　　量　　mm</td></tr>
<tr><td>水防
実施箇所</td><td colspan="8">川　　左岸　　地先　　m
右岸</td></tr>
<tr><td>日時</td><td colspan="8">自　　月　　日　　時　　至　　月　　日　　時</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出動
人員</td><td>水防団員</td><td colspan="2">消防団員</td><td colspan="2">その他</td><td colspan="3">合　計</td></tr>
<tr><td>人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="3">人</td></tr>
<tr><td>水防作業
の概況
及び工法</td><td colspan="8">箇　　所　　m

工　　法</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防の
結果</td><td>効果
被害</td><td>堤防
m
m</td><td>田
㎡
㎡</td><td>畑
㎡
㎡</td><td>家
戸
戸</td><td>鉄道
m
m</td><td>道路
m
m</td><td>人口
人
人</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">使用
資器材</td><td>かます、俵</td><td colspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">居住者の
出動状況</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>万年、土俵</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>な　　わ</td><td colspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">水防関係者の
死　　傷</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>丸　　太</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">雨量水位
の
状　　況</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="9">水防活動に関する
自己評価
備　　考</td></tr>
</table>

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

別記第２号様式（記入例）

令和〇年台風〇号における水防活動
（〇〇県〇〇市消防団・令和〇年〇月〇日～〇日）

〇概　要

〇〇市消防団は、令和〇年８月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、１時間雨量１００㎜を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/00　00:00 ～8/00　00:00 約12時間	〇名	・土のう積み（300袋） ・避難誘導（20世帯） ・排水作業（3件）

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

第 16 章　水防管理団体の水防計画

1　指定水防管理団体の水防管理者は、法第33条の規定により、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2　指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ当該団体の水防協議会又は防災会議に諮らなければならない。

　なお、非指定水防管理団体においても、水防計画を作成しておくことが望ましい。

3　指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

4　水防管理者は、毎年当該水防管理団体の水防計画を関係地域振興局建設部長等、関係警察署長及び消防機関の長に通知しなければならない。

5　予想される水災の危険の周知

第 17 章 協 力 及 び 協 定

Ⅰ　河川管理者の協力

河川管理者国土交通省九州地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、鹿児島県内の水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1　水防管理団体に対して、河川に関する情報（国土交通省が管理している河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

2　重要水防箇所の合同点検の実施

3　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

4　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

5　水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

6　水防活動の記録及び広報

Ⅱ　宮崎県との協定事項

大淀川水系及び川内川水系の水防管理については、互いに連絡を密にし、相互の応援は支障のない範囲で協力する旨の協定を締結している。

（参考）大淀川水系、川内川水系水防協定書

大淀川水系、川内川水系水防協定書

大淀川水系及び川内川水系の水防管理については、水防法第７条第３項の規定により下記のとおり定める。

記

1　両県にまたがる大淀川（支川を含む）及び川内川の関係水防管理者は、それぞれ、管内堤防が決壊もしくは溢水の危険がある場合又は決壊した場合は、直ちに関係の水防管理者に通報するとともに、その後の情報を連絡するものとする。

2　前項の水防管理者は、関係水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防活動に支障のない範囲で、水防作業員又は必要資材器具等の応援をなすものとする。

昭和63年４月13日

宮崎県知事　松形祐堯
鹿児島県知事　鎌田要人

第 18 章　水防施設及び水防器具

Ⅰ　水防施設

1　指定水防管理団体は、水防倉庫又は水防資材の備付場をなるべく水防活動に便利な場所に設置し、必要な器具資材を準備しておかなければならない。

2　その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて必要な準備をしておくものとする。

3　水防倉庫又は水防器具資材の備付場には、その施設に応じて標準備蓄数量を明記した木製標札をかけること。

Ⅱ　地域振興局建設部等整備水防器具資材

1　水防器具資材は、最小限度の数量をもって最大の効果をあげるよう常に留意し、使用方法の適確を期するとともに、水防の必要な場合に支障のないよう水防以外の目的に使用してはならない。

使用の主な場合は、決壊のおそれある堤防護岸等の出水前の応急補強工作上必要があるとき及び水防上緊急を要し、水防管理団体の資材で間に合わず、特に水防管理者から要請のあったときとする。

2　豪雨出水の際、地域振興局建設部等の備蓄資材に不足を生じ、緊急な必要があるときは、本部に連絡のうえ隣接地域振興局建設部等に資材の応援配賦を求めるものとし、要請された地域振興局建設部等ではできる限り協力するものとする。

3　水防資材の受払いについては、別記第３号様式の受払簿を備え、常に正確に受払いを記入し、使用したとき又はその後の水防に支障のあるときは直ちに、その他の場合は月末までに、別記第４号様式の報告書を本部長に提出しなければならない。

別記第３号様式

品　　名　　水防資材受払薄

取扱者氏名

責任者印	年　月　日	単 位	受	払	残	摘　要

別記第４号様式　　水防用備蓄資材使用報告書

作成者氏名

品　名	使用数量	使用箇所	使用年月日	使用の状況（工法）	残高摘要

Ⅲ　水防管理団体整備水防器具資材

1　指定水防管理団体においては、おおむね次のとおり器具資材を準備しておくものとし、特に停電時の情報聴取のため携帯用ラジオ及び電池を準備しておくものとする。

備蓄資器材標準数量

品　名	単位	数量	品　名	単位	数量
叺（かます）（ビニール土のう等）	枚	2,000	唐鍬	丁	10
筵	枚	200	掛矢	丁	10
縄	㎡	100	竹	束	50
杉丸太末口３寸～３間	本	20	粗朶	束	200
〃　３寸～2.5間	本	50	スコップ	丁	30
〃　３寸～２間	本	100	蛸槌	丁	10
〃　３寸～１間	本	200	ペンチ	個	8
鎌	丁	10	ハンマー	丁	8
鋸	丁	15	針金	kg	50
斧	丁	8	照明器具	個	5

2　その他の水防管理団体は、おおむね次のとおり水防器具資材を準備しておくものとする。

備蓄資器材標準数量

品名	単位	数量	品名	単位	数量	品名	単位	数量
叺（かます）（ビニール土のう等）	枚	1,000	竹	束	30	掛矢	丁	8
筵	枚	100	粗朶	束	100	蛸槌	丁	5
縄	㎡	60	スコップ	丁	20	ペンチ	個	4
杉丸太末口３寸～３間	本	10	鎌	丁	5	ハンマー	丁	5
〃　３寸～2.5間	本	30	鋸	丁	10	針金	kg	30
〃　３寸～２間	本	60	斧	丁	5	照明器具	個	3
〃　３寸～１間	本	100	唐鍬	丁	5			

3　水防管理者は、水防器具資材確保のため水防区域住民の手持器具資材をあらかじめ調査して、緊急の場合の補給策を講じておくこと。

Ⅳ　地域振興局建設部等の水防器具、資材整備上の任務

地域振興局建設部長等は、管内の水防管理団体及び一般の水防器具資材の備蓄状況を常に把握し、水防を要する区域の実態を掌握して、水防業務の遂行上十分な対策をたてておかなければならない。

管内水防倉庫設置箇所及び主要器具資材の在庫数量は、別表12のとおりである。

地域振興局建設部等の水防器具及び備蓄資材の数量は、別表13のとおりである。

第１９章　水防標識・信号及び身分証票

Ⅰ　水防標識

法第18条の規定による優先通行者の標識は、次のとおりである。

（昭和24年９月７日鹿児島県告示第296号）

（昭和31年５月28日鹿児島県告示第431号改正）

標　旗

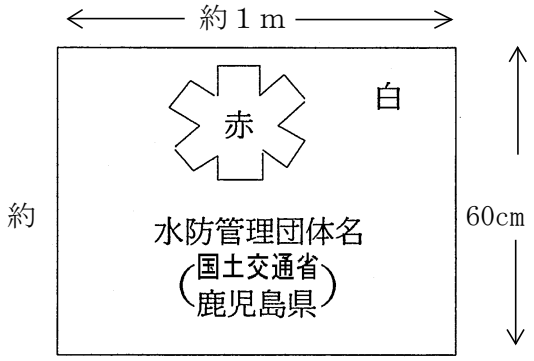

Ⅱ　水防信号

法第20条の規定による水防信号は、次のとおりである。

（昭和24年10月17日鹿児島県規則第85号）

１　第１信号　氾濫注意水位に達したことを知らせるもの

２　第２信号　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

３　第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

４　第４信号　必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべき事を知らせるもの

５　地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は上記に準じて取り扱う。

区分及び信号

区分＼方法	警　鐘　信　号	サ　イ　レ　ン　信　号
第一信号	○休止　○休止　○休止	約５秒　約15秒　約５秒　約15秒　約５秒 ○－　休止　○－　休止　○－
第二信号	○－○－○　○－○－○ ○－○－○	約５秒　約６秒　約５秒　約６秒　約５秒 ○－　休止　○－　休止　○－
第三信号	○－○－○－○　○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒　約５秒　約10秒　約５秒 ○－　休止　○－　休止
第四信号	乱打	約１分　約５秒　約１分　約５秒 ○－　休止　○－　休止
	１　信号は適宜の時間継続すること。 ２　必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用することを妨げない。 ３　危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。	

Ⅲ　身分証書

法第49条第２項の規定に基づく鹿児島県水防職員の身分証票は、次のとおりである。

第　　号 水 防 職 員 之 証 所　属 職　名 氏　名 年月日　　年　　月　　日 鹿児島県	心　得 １．本証は水防法第49条第２項による立入証である。 ２．記名以外の者の使用を禁ず。 ３．本証の身分を失ったときは直ちに本証を返納すること。 ４．本証の身分に異動があったときは速かに訂正をうけること。

Ⅳ　水防指導員章

指導のため現地に赴く鹿児島県職員は、次の腕章をつけるものとする。

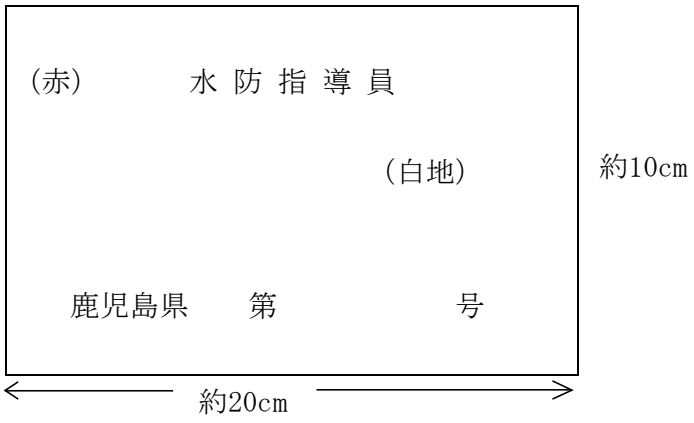

第 20 章　水防訓練

Ⅰ　実施要領

水防作業は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うような場合があるので、次のような事項について平素から水防団、消防機関及び水防協力団体の訓練を実施しておくことが必要である。

1　観測
2　通信
3　動員
4　輸送
5　工法
6　水門等の操作
7　避難、誘導、救護

Ⅱ　実施時期

1　指定水防管理団体は、毎年１回以上なるべく出水期前に行うものとする。
2　非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて行うよう努めるものとする。
3　地域振興局建設部等は、本部の指示する時期に行うこと。

Ⅲ　水防管理団体が実施する水防訓練については、あらかじめ所轄地域振興局建設部長等に通知するものとし、実施後において結果を本部長に報告するものとする。